○内閣府令第三十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 第一節　［略］ 第二節　経済取引局（第三条―第七条） 第三節　審査局（第八条・第九条） 第二章　地方機関（第十条―第十二条） 附則 （企画官） **第四条**　調整課に、企画官一人を置く。 ２　企画官は、命を受けて、調整課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 **第五条～第七条**　［略］ （企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官及び上席審査専門官） **第八条**　管理企画課に、企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官一人及び上席審査専門官一人を置く。 ２　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ ［３～７　略］ ［項を削る。］ ８・９　［略］ **第九条～第十二条**　［略］	目次 第一章　内部部局 第一節　［同上］ 第二節　経済取引局（第三条―第六条） 第三節　審査局（第七条・第八条） 第二章　地方機関（第九条―第十一条） 附則 ［条を加える。］ **第四条～第六条**　［同上］ （企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官） **第七条**　管理企画課に、企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官一人、課徴金減免管理官一人及び上席審査専門官一人を置く。 ２　企画室は、次に掲げる事務（審査企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　同上］ ［３～７　同上］ ８　審査企画官は、命を受けて、管理企画課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 ９・10　［同上］ **第八条～第十一条**　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。